

提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項 まるひろスターカード特約

第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社丸広百貨店(以下「丸広」という)と提携して発行するまるひろスターカードVISA/JCB/AMEX(以下、総称して「本カード」という)の申込者(以下、契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)については、「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」に加え、本特約が適用されます。

第2条(個人情報の提供・利用)

会員は、当社が保護措置を講じた上で以下の個人情報を丸広に提供し、丸広が以下の目的で利用することに同意します。

[提供する個人情報]

○本カードの有効期限

○本カードによる商品購入利用可能額

[利用目的]

○丸広における本カード決済による商品販売・役務提供の可否判断

第3条(特約の変更)

本特約は当社及び丸広所定の手続きにより変更することができます。

まるひろスターカード規約

まるひろスターカードVISA/JCB/AMEX特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社丸広百貨店(以下、「丸広」という)と提携して、ポイントカード機能部分は丸広が、クレジットカード機能部分は当社が提供するカードを、まるひろスターカードVISA/JCB/AMEX(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1) お客様が、当社の定める本特約及びセゾンカード規約、並びに丸広の定めるまるひろMクラブ会員規定を承認し、当社と丸広(以下、あわせて「両社」という)に本カードのご利用のお申込をされ、両社が本カードのご利用を認めた方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。

(2) 本会員がご利用代金などの当社に対する一切の債務を引き受けることを承認されたご家族で、両社に入会のお申込みをされ、両社が本カードのご利用を認めた方(以下「家族会員」といい、「本会員」と「家族会員」を総称して「会員」という)に家族カードを発行いたします。

第3条(まるひろMクラブ)

本カードには、丸広の提供するまるひろMクラブ会員機能が提供され、当該サービスは、丸広が定めるまるひろMクラブ会員規定に基づき提供されます。

第4条(弁済金等の支払方法等)

(1) セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加します。また、下記の事項を追加します。

記

⑧ 分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。但し、各お

支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。

- (例) 現金価格 50,000円、10回払いの時
 ●分割払手数料 $50,000円 \times (5.0円 / 100円) = 2,500円$
 ●支払総額 $50,000円 + 2,500円 = 52,500円$
 ●各支払日の分割支払金 $52,500円 \div 10回 = 5,250円$

支払回数 (回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	9.0	10.0	10.3	10.8	10.9	11.1	11.1	11.2	11.2	11.2	11.1
現金価格100円当たりの 手数料の額 (円)	1.5	2.5	3.0	5.0	6.0	7.5	9.0	10.0	12.0	15.0	18.0

(2) セゾンカード規約第7条(3)の「分割支払金」に(1)で算出した各回の支払金額を含めます。

(3) 分割払いについては、セゾンカード規約第7条(2)⑦の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

第5条(早期完済の場合の特約)

会員が分割払いの場合に当初の契約のとおりにお支払いされかつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第6条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員及び当社が認めた家族会員が利用できるものとします。

第7条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いたします。

(1) ⑩会員が丸広の定めるまるひろMクラブ会員規定等に基づき、まるひろMクラブ会員資格を喪失したとき。

(7) 会員がセゾンカード会員規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、まるひろMクラブ会員資格も喪失するものとします。

第8条(適用規約)

(1) 本カードの内、まるひろスターカードVISA/JCBにおけるクレジットカード機能部分については、当社の定めるセゾンカード規約(ゴールドカードセゾンの特則を含む)に加え、本特約が適用され、両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。なお、セゾンカード規約第5章(ゴールドカードセゾンの特則)第27条(年会費)、第28条(弁済金等の支払方法等)、及び第32条(会員資格の喪失等)の適用はありません。

(2) 本カードの内、まるひろスターカードAMEXにおけるクレジットカード機能部分については、当社の定めるセゾンカード規約(第6章セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則を含む)に加え、本特約が適用され、両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。なお、セゾンカード規約第6章(セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則)第35条(年会費)、第37条(会員資格の喪失等)、第39条(セゾンカードインターナショナル・アメリカン・エクスプレス・カード)及び第40条(セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード)の適用はありません。

第9条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を本会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。